

静岡県数学教育研究連合会 規約

1. 名称 本会は、静岡県数学教育研究連合会と称する。
2. 目的 本会は、静岡県の数学教育振興のための研究の推進、交流を図る。
3. 事業 本会は、上の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 研究の推進、交流のための連絡、協議
 - (2) 関東甲信静岡数学教育研究大会等（以下、研究大会）の開催
 - (3) その他必要な事業
4. 組織 本会は、静岡大学数学教育研究会、静岡県高等学校数学教育研究会、静岡県教育研究会数学教育研究部、浜松市教育研究会算数科・数学科研究部をもって組織する。
5. 機関 本会に次の機関を置く。
 - (1) 運営委員会
運営委員会は、本会を組織する各研究会・研究部からの代表若干名をもって構成し、本会の運営について協議する。
 - (2) 役員会
 - ア 役員は、会長1名、副会長4名、会計4名、監査2名とする。
 - イ 会長は、本会を代表し、役員会、運営委員会を招集し、会務を執行する。
 - ウ 副会長は、会長を補佐する。
 - エ 会計は、会計事務を行う。
 - オ 監査は、会計を監査する。
 - カ 役員は、運営委員会において選出する。
6. 事務局 会長のもとに事務局を置く。事務局員は会長の委嘱とし、会務の処理にあたる。
7. 顧問 本会に顧問若干名を置くことができる。顧問の委嘱は、役員会の議を経て会長が行う。
8. 経費 研究大会に係る経費は、機関団体の負担金及び寄付金によってまかなう。負担金は、必要に応じてその都度決定する。
9. 規約の発効 この規約は、令和4年1月25日から施行する。

静岡県数学教育研究連合会役員会及び事務局

役職	担 当
会長	静岡大学数学教育研究会・会長
副会長	静岡県高等学校数学教育研究会・会長 静岡県教育研究会数学教育研究部・部長 浜松市教育研究会算数科・数学科研究部・部長（連合会担当顧問校長） 静岡大学数学教育研究会・副会長
会計	静岡県高等学校数学教育研究会・事務局長 静岡県教育研究会数学教育研究部・事務局長（静岡大学教育学部附属静岡中学校） 浜松市教育研究会算数科・数学科研究部・事務局長 静岡大学数学教育研究会
監査	静岡県高等学校数学教育研究会・会計 静岡県教育研究会数学教育研究部・会計
事務局	静岡大学教育学部附属静岡中学校